

令和6年度 住み続けたいまち山辺新築住宅建設支援事業

持家住宅等の建設促進による住環境の整備、地元関連業界の振興、消費需要の拡大及び景気浮揚、定住促進を図るため、自ら居住又は居住する予定の住宅を町内の施工業者を利用して新築工事を行う場合に工事費用の一部を助成する事業です。

ただし、**すでに着工している工事や、完了している工事は対象になりません。**

対象となる工事

- ① 山辺町内にあり、自らが所有し、自らが居住する住宅または居住する予定の住宅の新築工事であること。
- ② **町内に住所を有する個人事業者または町内に本店、支店若しくは営業所を有している法人**が施工すること。
- ③ この工事について、**原則町の他の補助金、利子補給などの補助制度を申請しないこと**。ただし、重複可能な補助金もあります。

補助金の額

補助金の額は、建設工事に要する費用の総額が**300万円以上の場合、30万円**です。

※建設工事に要する費用には設計費、工事監理費及び消費税を含めることができます。

補助の申請ができる方

次のすべての項目に該当する方が申し込みをすることができます。

- 補助の対象となる住宅の所有者であること。
- 申請時において山辺町に住所を有する者、または工事完了届の提出時まで山辺町に転入手続きを行い、居住すること。
- **令和7年2月28日まで**に工事完了報告書を提出することができること。
- 住宅に居住する方全員について、過年度分も含め、諸税（町税等）を滞納していないこと。
- 暴力団員等ではないこと。また、暴力団もしくは暴力団員等と密接な関係を有する者ではないこと。

申請の方法

申込受付期間 **令和6年4月22日（月）**
※募集期間内での先着順になります。

申込受付窓口 山辺町建設課 管理用地係（山辺町役場2階）

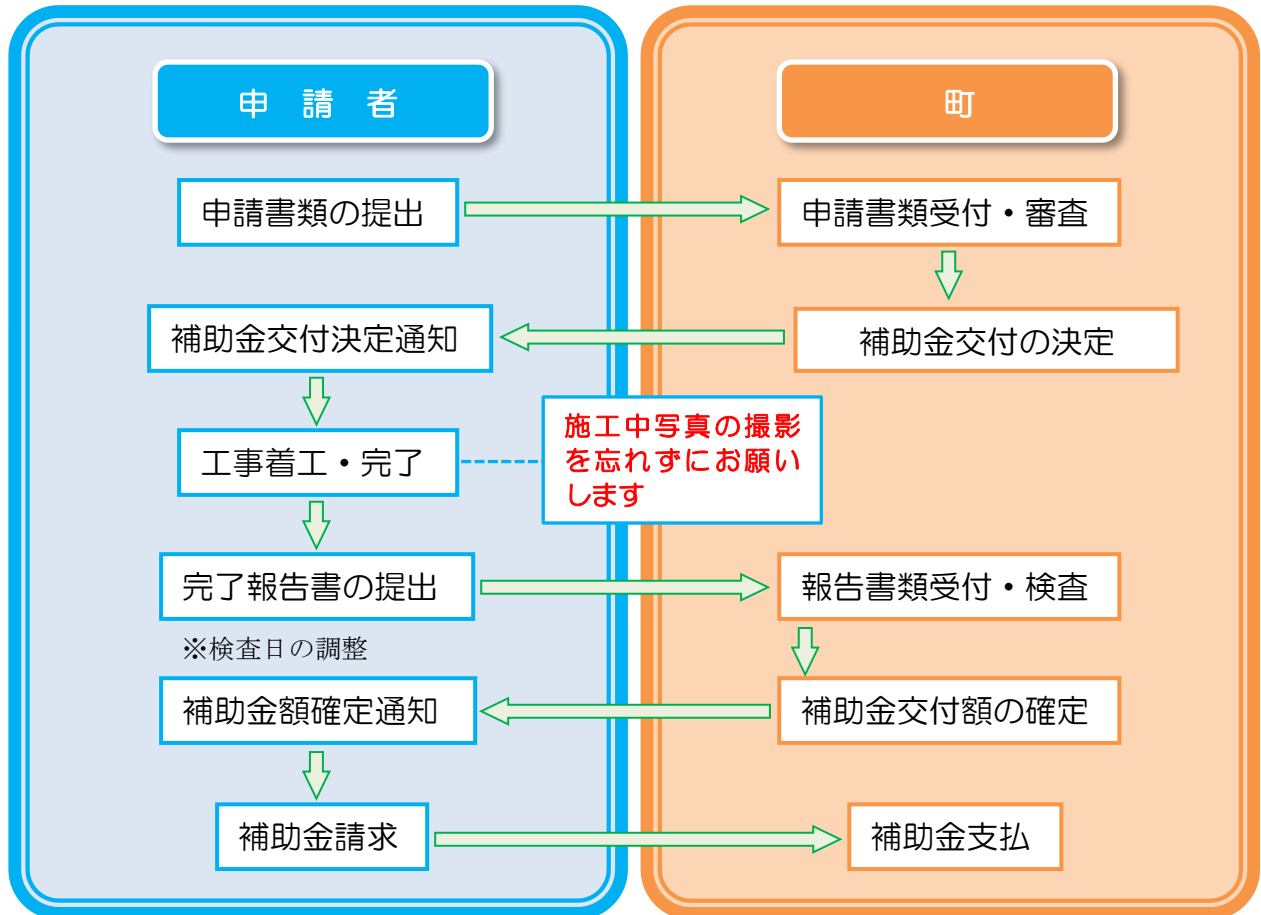
申込書類

- 交付申請書
- 工事設計図
- 工事内訳見積書
- 着工前写真
- 住民票謄本
- 前年度の納税証明書（町外在住者のみ）

※補助金額が予算額を上回った時点で、申請受付を終了します。

事業の流れ

補助金を円滑に交付するため、必ず補助金**交付決定通知**の決定日以降に**工事着工**してください。**決定通知日より前に着工してしまうと補助金を受けられなくなります。**
また、別途着工前までに施工業者と工事契約を締結しておく必要もあります。



※町でご案内している他の補助制度や利子補給制度とは原則併用できません。また、介護保険からの給付も併用できませんのでご注意ください。

お問い合わせ：山辺町 建設課 管理用地係 TEL023-667-1113 (建設課直通)